

令和6年度

# 大木町住宅改修事業補助金

大木町住宅改修事業補助金は、町内の施工業者によって、現在お住まいの住宅を改修される場合にその費用の一部を、予算の範囲内において町が補助する制度です。

## 【受付開始日】

令和6年5月20日（月曜日）

## 【申込み者の資格（すべてに事業完了時点で該当）】

- ①大木町住民基本台帳に記録されていること
- ②補助対象の住宅の所有者（世帯主含む）かつ現に居住していること
- ③町税や使用料等を滞納していない者（属する世帯全員を含む。）
- ④本補助金を受けたことがないこと



## 【補助対象住宅・補助対象工事】

- (1) 申込み者が町内に所有する個人住宅等の改修工事を対象とします。  
ただし、賃貸住宅は除きます。
  - (2) 町内の施工業者が行う工事費が、消費税別10万円以上（畳替えを含む場合は5万円以上）のもので、申込みの年度末までに終わる改修工事が対象となります。
- ※本補助の交付決定前に着工しているものについては対象となりません。  
※おおき住みよか事業実施要綱に基づく助成金の交付を受ける場合は対象となりません。

## 【補助金額】

改修工事費用（消費税別）に次の補助率を乗じて得た金額（千円未満切り捨て）

住宅要件	補助率	補助限度額
① 町内居住者が居住する住宅	10%	10万円
② 子育て世帯が居住する住宅	20%	20万円

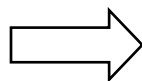
子育て世帯 補助金交付申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の子を有する世帯

## 【改修工事の例】

屋根・天井・外壁・内壁・床の改修、塗装工事、畳の表替えや新調、防音・断熱・間取りの変更工事、浴室・台所・トイレなど水回りの改修、耐震工事など居住部分のみの改修が対象となります。

### 注意事項！

- 町外事業者による工事
- 門扉や塀などの外構工事
- 家具や電気製品の購入
- 年度を超える改修工事
- 既に着工している工事



≡ ≡ ≡ ≡ ≡ ≡ ≡ ≡ ≡ ≡  
**対象外**  
≡ ≡ ≡ ≡ ≡ ≡ ≡ ≡ ≡ ≡



申請方法など詳しくは、ホームページをご覧ください。